

令和4年度「議会報告と町民との意見交換会」実施結果について

1 事業の根拠

(1) 芽室町議会基本条例第2条第4項（基本理念）

議会は、広く町民の意思を把握し、町政に的確に反映させることを目的に、議員個々の資質を高め、議会機能の強化並びに活性化に取り組み、議会力及び議員力を強化します。

(2) 芽室町議会基本条例第4条第2号（委員会及び委員長の活動原則）

町民に対し審査の経過及び所管する行政課題等に対処することを目的に、意見交換会等を開催すること。

(3) 芽室町議会基本条例第8条第5項（町民参加及び町民との連携）

議会は、議会報告と意見交換会を毎年開催するなど、広く町民の意見を聴取する機会を確保し、議会、議員による政策提案を行います。

(4) 芽室町議会「議会報告と町民との意見交換会」の実施規程

2 令和4年度事業の目的

現在、取り組んでいる議会活動を報告し、町民の提言や意見を議会活動及び議会運営に反映すること。

3 議会報告事項 「物価高騰に対する今後の支援策について」

4 意見交換会テーマ 「物価高騰に対する今後の支援策について」

5 対象者 町内小中学校単位のPTA（6団体）

6 事業実施手法

(1) アンケートによる意見聴取（令和4年12月27日～5年1月15日）

(2) 聽取意見の取扱い～両常任委員会の所管に振り分けて継続調査する。

7 事業実績

(1) アンケート回答数 27件

(2) アンケート集計別紙のとおり

芽室町議会「議会報告と町民との意見交換会」の実施規程

(平成 24 年 4 月 12 日制定)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、芽室町議会基本条例（平成 25 年芽室町条例第 27 号）第 8 条に規定する議会報告と意見交換会（以下「意見交換会」という。）の実施に関する必要な事項を定めるものとする。

(種類)

第 2 条 意見交換会の種類は、次のとおりとする。

- (1) 地域との意見交換会 あらかじめ議会が定めた議題について、町の区域を議会が別に定めるところにより指定する地区（以下、「地区」という。）を基本単位として実施する意見交換会をいう。
- (2) 団体との意見交換会 議会が取り組む政策立案等について、関係ある町民団体等と実施する意見交換会をいう。
- (3) 議会報告会 意見交換会に合わせて、議会活動などについて伝える機会をいう。

(地域との意見交換会の実施)

第 3 条 地域との意見交換会は、前条（1）により定めた地区において年 1 回実施する。

2 議会は、地域との意見交換会の開催日時、会場等について、議会だより及び町議会のホームページ等への掲載、開催地区における開催案内文書の回覧等の方法により、広く周知を図るものとする。

(団体との意見交換会の実施)

第 4 条 団体との意見交換会は、教育、文化、福祉、産業等の分野ごとに行う意見交換会であるところから、常任委員会において政策立案等を実施するため必要に応じて開催するほか、町民団体等の要請に応じて開催するものとする。

(議員の留意事項)

第 5 条 意見交換会において、出席する議員は、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 町民の多様な意見を把握し、議会内での議論・政策形成につなげていくために、町民の意見・要望の意図・真意等を聴取すること。
- (2) 町民から意見、質問に対する返答等を求められた場合には、議会としての考え方、議論の経過等を説明することとし、議員個人としての見解を述べないこと（議員個人の考えを求められた場合その他個人の見解を明らかにする必要がある場合を除く。）。

(3) 執行機関の立場での説得的な説明、答弁等は行わないよう留意すること。
(意見等の集約)

第6条 意見交換会に出席した議員は、町民の意見及び提言その他意見交換の内容（以下、この条において「意見等」という。）について、要点をまとめ記録したうえで別に定める様式により議長に報告するものとする。

- 2 議長は、前項の規定により報告を受けた意見等の整理及び検討について、議会運営委員会に依頼するものとする。
- 3 議会運営委員会は、前項の規定により意見等の整理及び検討について議長の依頼を受けたときは、議会における当該意見等への対応を協議し、その結果を議長に報告するものとする。
- 4 議長は、前項の規定による報告を受けたときは、今後の議会運営において適切に対処するものとする。

(報告書の公表)

第7条 議会は、前条の規定により集約した意見等について、当該意見等に対する議会の対応と併せて議会だより及び議会ホームページ等において公表するものとする。

(補足)

第8条 この規程に定めるもののほか、意見交換会の実施に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。